

# I 策定にあたって

## 1 計画の目的

広島県離島振興計画（以下「離島振興計画」）は、離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項の規定に基づき策定する県計画で、県の離島振興の基本的な方針や施策体系、群島別の振興施策を示すもので、県や関係市町、離島に住む人々や様々な団体などが互いにパートナーとして、今後、県民全体で取り組んでいく離島振興の指針となるものです。

## 2 対象地域

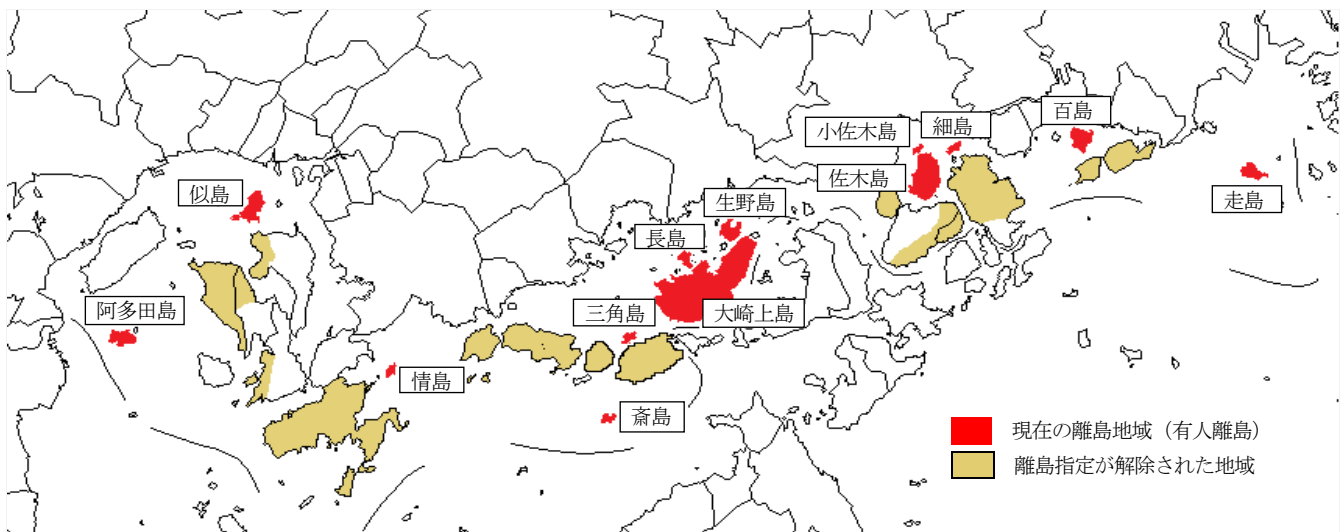
この離島振興計画の対象地域は、法第2条第1項の規定に基づく離島振興対策実施地域（以下、「離島地域」）として定められた県内7つの指定地域（13の有人離島）です。

- 面積：65.17 km<sup>2</sup>（県全体の0.8%）
- 人口：9,398人（県全体の0.3%）

離島指定地域	関係市町（有人離島）	面積（km <sup>2</sup> ）	人口（人）
走島群島	福山市（走島）	2.11	343
備後群島	尾道市（百島）	3.13	380
芸備群島	尾道市（細島）、三原市（佐木島、小佐木島）	9.97	617
上大崎群島	大崎上島町（大崎上島、生野島、長島）	41.56	7,125
下大崎群島	呉市（三角島、齋島）	1.48	28
安芸群島	呉市（情島）、大竹市（阿多田島）	3.08	211
似島	広島市（似島）	3.84	694
計		65.17	9,398

※ 面積：国土交通省国土地理院調（令和4年）等  
人口：国勢調査（令和2年）

### 【広島県における離島地域図】



### 3 計画の期間

この離島振興計画は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。

なお、今後の社会経済情勢や地域における環境の変化等を勘案しつつ、策定後5年間の経過後その他の事情に基づき、必要に応じて見直し等を行います。

### 4 計画の位置付け

この離島振興計画は、広島県の概ね10年後を展望した成長戦略を明らかにする「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン（以下「ビジョン」という。）」をはじめ、「第Ⅱ期広島県中山間地域振興計画」、「広島県過疎地域持続的発展方針」、「2025 広島県農林水産業アクションプログラム」、「広島県保健医療計画」などの各種計画のほか、離島振興法第4条第5項及び第9項の規定により、関係市町から提出された離島振興計画の案を踏まえて策定したものです。